

全日版「重要事項説明書補足資料」追補

23』 港湾法に次の内容を追加する

60頁 23』港湾法 法40条1項の次に下記を新たに加える。

*** 法 45 条の 5(特定港湾情報提供施設協定の効力)**

港湾管理者は、港湾の利用に関する情報の効率的かつ効果的な提供を図るため、その管理する港湾において港湾管理者以外の者が所有する港湾情報提供施設（特定港湾情報提供施設）を自ら管理する必要があると認めるときは、特定港湾情報提供施設所有者等との間において、特定港湾情報提供施設協定を締結して、特定港湾情報提供施設の管理を行うことができます（法 45 条の 3 第 1 項）。

特定港湾情報提供施設協定は、その公示のあつた後において協定特定港湾情報提供施設の特定期間特定港湾情報提供施設所有者等となつた者に対しても、効力を有します。

*** 法 50 条の 5 第 2 項(脱炭素化推進地区)**

港湾脱炭素化推進計画を作成した港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画の目標を達成するために必要があると認めるときは、目標の達成に資する土地利用の増進を図ることを目的とする一又は二以上の区域（脱炭素化推進地区）を定めることができます。

脱炭素化推進地区の区域内では、脱炭素化推進地区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物であつて条例で定めるものを建設してはならず、また、建築物その他の構築物を改築し、又はその用途を変更して条例で定める構築物としてはなりません（法第 40 条第 1 項の読み替え）。

60頁 23』港湾法 下記を削除する。

*** 法 45 条の 6(特定港湾情報提供施設協定の効力)**